

議案第 1 5 号

岩倉市職員の旅費に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の旅費に関する条例（昭和46年岩倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条～第11条）

第2章 内国旅行の旅費（第12条～第22条）

第3章 外国旅行の旅費（第23条）

第4章 雑則（第24条～第28条）

附則

第2条第1項第3号中「在勤庁」を「在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者が認める場合には、その住所、居所その他任命権者又はその委任を受けた者が認める場所）」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「配偶者」を「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」に改め、同号を同項第4号とする。

第3条第6項中「交通機関等の事故」を「天災又は交通事故その他の本人の責めに帰することができない事情」に改める。

第4条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする」に、「変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知しなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に必要な事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「に従って」を「（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って」に、「を申請しなければ」を「の申請をしなければ」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項から第8項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「最も」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目並びに第12条から第15条まで、第17条及び第18条に規定する内容に基づき、最も」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条に見出しとして「(年度経過による区分)」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「移動中」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「計算する」を「算定する」に、「その必要が生じた後の」を「年度の経過の後に」に改める。

第11条第1項中「精算」を「支給を受けた旅行者でその精算」に、「者は」を「ものは」に、「添えて」を「添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に」に改める。

第12条から第18条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第14条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する

自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃

(3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

第 16 条 削除

(宿泊費)

第 17 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第 18 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

第 20 条中「もの」を「者」に、「第 17 条」を「第 17 条第 1 項」に改める。

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 削除

第 22 条第 1 項を次のように改める。

第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

第 22 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「同順位者」を「この場合において、同順位者」に改める。

第 26 条を第 28 条とする。

第 25 条中「が労働基準法」を「が同法」に改め、同条を第 26 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第24条第1項を次のように改める。

任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第24条を第25条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費に係る旅費の支給額は、第7条及び第17条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。
別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩倉市職員の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の岩倉市職員の旅費に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が

旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表に定める」を「の規定による」に、「同表に定める」を「同条例の規定による市長、副市長及び教育長以外の」に改める。

（岩倉市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 5 岩倉市証人等の実費弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表に定める」を「の規定による市長、副市長及び教育長以外の」に改める。

（岩倉市消防団条例の一部改正）

- 6 岩倉市消防団条例（昭和46年岩倉市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「別表に定める」を「の規定による市長、副市長及び教育長以外の」に改める。